

○ 総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、個人企業経済調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令

個人企業経済調査規則（昭和五十年总理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(調査の目的)

第二条 個人企業経済調査は、個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第三条 この省令において「事業主」とは、個人企業を経営する者をいう。

(調査日)

第四条 個人企業経済調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によつて行う。

(調査の対象)

第五条 個人企業経済調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する個人企業に係る事業所のうちから総務大臣が選定したもの（以下「調査事業所」という。）について行う。

改 正 前

(調査の目的)

第二条 個人企業経済調査は、製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

第三条 この省令において「個人企業主」とは、個人企業を経営する者をいう。

(調査の期間)

第四条 個人企業経済調査は、毎年四月から翌年三月までの一年間にについて、四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び翌年一月から三月までの期間に分けて行う。

(調査の対象)

第五条 個人企業経済調査は、総務大臣の定める調査地域において、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する個人企業に係る事業所のうちから総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定したもの（以下「調査事業所」という。）について行う。

〔新設〕
大分類E—製造業

〔新設〕

〔新設〕
大分類I—卸売業、小売業

〔新設〕

〔新設〕
大分類J—金融業、保険業（中分類六二一—銀行業及び中分類六三一—協同組織金融業を除く。）

〔新設〕
大分類L—学術研究、専門・技術サービス業

〔新設〕
大分類K—不動産業、物品賃貸業

〔新設〕
大分類M—宿泊業、飲食サービス業（中分類七六一—飲食店（小分類番号七六五—酒場、ビ

ヤホール及び小分類番号七六六—バー、キャバレー、ナイトクラブに限る。）を除く。）

〔新設〕
大分類N—生活関連サービス業、娯楽業（中分類七九一—その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二—家事サービス業に限る。）を除く。）

〔新設〕
大分類O—教育、学習支援業

〔新設〕
大分類P—医療、福祉（中分類八三一—医療業（小分類番号八三一—病院、小分類番号八

〔新設〕
三二一般診療所及び小分類番号八三三—歯科診療所に限る。）を除く。）

〔新設〕
十三大分類Q—複合サービス事業（中分類八七一—協同組合（他に分類されないもの）を除く。）

〔新設〕
十四大分類R—サービス業（他に分類されないもの）（中分類九三一—政治・経済・文化団体、

七 大分類R—サービス業（他に分類されないもの）（中分類八九一—自動車整備業、中分類九〇

中分類九四—宗教及び中分類九六—外国公務を除く。)

〔削る〕

(調査事項等)

第六条 個人企業経済調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項を調査する。

一 調査事業所に関する事項

イ 名称及び電話番号

ロ 所在地

二 調査事業主に関する事項

イ 事業主の男女の別及び年齢

ロ 後継者の有無

三 事業全体に関する事項

イ 主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無

ロ 売上金額及び仕入金額

ハ 棚卸高

ニ 営業経費等

ホ 受託の状況

ヘ 設備取得状況

ト 従業者数

チ 従業者の採用・離職状況

イ 主な事業に関する事項

イ チェーン組織への加盟の有無

ロ パーソナルコンピュータの使用の有無

ハ 営業(操業)日数及び時間

ニ 営業用土地・建物の所有形態

ホ 営業用建物と自宅用建物の別

ヘ 事業経営上の問題点

ト 今後の事業展開

チ 法人化の予定

〔削る〕

〔2 略〕

〔削る〕

機械等修理業(別掲を除く)、中分類九一一職業紹介・労働者派遣業及び中分類九二一その他の事業サービス業に限る。)

〔削る〕

(調査事項等)

第六条 個人企業経済調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項を調査する。

一 営業上の收支、たな卸及び設備投資に関する事項

二 営業上の資産及び負債に関する事項

三 業況に関する事項

四 開設時期その他の事業所に関する事項

五 個人企業主及び従業者に関する事項
〔2 同上〕

第七条 削除

(統計調査員)

第八条 個人企業経済調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。

一 国税徵収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第二条第十一号に規定する徵収職員及び地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徵稅吏員

二 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある調査事業所に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかるらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 前二項の規定にかかるらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うものとするときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。
5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を総務大臣に報告するものとする。

（委託の報告）

第九条 都道府県知事は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二備考第一号の規定により同表四の項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務（第十一条において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を総務大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第十条 都道府県知事は、統計調査員に対し、その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を発行し、交付するものとする。
2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（調査の方法）

第十一條 個人企業経済調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第二備考第一号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

〔新設〕

2 前項の規定による調査は、調査日の属する年の五月二十日から六月末日までの間において行う。
〔期間の変更〕

第八条 総務大臣は、前条の規定により行う調査に関し、天災その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間（以下この条において「調査の期間」という。）により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により調査の期間を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び

〔新設〕

（調査の方法及び期間）

〔削る〕

〔削る〕

変更後の調査の期間を告示するものとする。

(報告の義務及び方法)

- 第九条 個人企業経済調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。
2 事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事实上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わつて当該報告を行うものとする。
3 前二項の報告は、調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に提出することにより行うものとする。

〔削る〕

- 第十条 (結果の公表等)
〔略〕

- 第十二条 (報告の義務及び方法)
個人企業経済調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項について、調査事業所の個人企業主が報告しなければならない。
2 個人企業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事实上当該個人企業主に代わる者は、当該個人企業主に代わつて当該報告を行うものとする。
3 前二項の報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

- 第十三条 (調査票等の提出)
調査員及び指導員は、都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は、総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

- 第十四条 (結果の公表等)
〔同上〕

- 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

- 第十五条 (調査票等の保存)
総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の個人企業経済調査規則第四条に規定する調査の期間の末日がこの省令の施行前に属する調査については、なお従前の例による。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の項の次に次のように加える。

個人企業経済調査規則（昭和五十年總理府令第五号）

第九条第三項

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		別表（第三条関係）		改正後	
		法 令 名	条 項	改正前	
郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）	〔略〕	郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
個人企業経済調査規則（昭和五十年總理府令第五号）	〔略〕	第九条第三項		〔同上〕	〔同上〕
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）	〔略〕			〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕			〔同上〕	〔同上〕